6　前項の場合における法第六十六条の二第二項第三号ロの規定の適用については、被合併法人同族理事（前項の合併に係る被合併法人の理事のうち、被相続人又は当該被相続人と第三項に規定する特殊の関係のある者をいう。）の数の理事の総数のうちに占める割合が二分の一を超える期間は、同号ロの二分の一を超える期間に該当するものとみなす。

7　法第六十六条の二第一項の規定の適用がある場合において、同項の特定一般社団法人等（被相続人の相続の開始前に当該特定一般社団法人等を合併法人とする合併があつた場合には、当該合併に係る被合併法人を含む。）が当該相続の開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について法第六十六条第四項において準用する同条第一項又は第二項の規定により課された贈与税又は相続税（当該遺贈をした者の死亡につき当該特定一般社団法人等が法第六十六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における当該相続税を除く。）の税額（法第六十六条第五項の規定による控除後の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）に相当する金額（既に法第六十六条の二第三項の規定により控除された金額を除く。以下この項において「控除対象金額」という。）があるときは、法第六十六条の二第一項の規定により当該特定一般社団法人等に課される相続税の額については、当該控除対象金額（当該控除対象金額が当該相続税の額を超える場合には、当該相続税の額）を控除する。

8　法第六十六条の二第一項の規定により特定一般社団法人等に相続税が課される場合における当該特定一般社団法人等に係る法第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「その相続の開始があつた」とあるのは、「当該被相続人が死亡した」とする。

9　法第六十六条の二第一項の規定により特定一般社団法人等が遺贈により取得したものとみなされる財産については、法第六十六条第四項の規定は、適用しない。

10　法第六十六条の二第一項の規定の適用がある場合において、同項の特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得した財産について法第六十六条第四項の規定の適用があるときは、当該特定一般社団法人等の相続税の額からの控除については、まず同条第五項の規定による控除をした後において、法第六十六条の二第三項の規定による控除をするものとする。この場合において、法第六十六条第五項の規定により控除をする金額は、同項の規定による控除前の相続税の額に、当該財産の価額が当該特定一般社団法人等に係る相続税の課税価格のうちに占める割合を乗じて計算した金額を限度とする。

11　法第六十六条の二第一項の規定の適用がある場合において、同項の特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得した財産があるとき（前項の規定に該当するときを除く。）は、当該財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十条の二第二号の改正規定　都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日

二　第十条の二第二号の次に一号を加える改正規定　文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第　号）の施行の日

（経過措置）

2　改正後の相続税法施行令第三十三条第三項及び第四項の規定は、この政令の施行の日以後に遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。）により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

消費税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十五号

消費税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部の施行及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（消費税法施行令の一部改正）

第一条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二条」を「第六十一条」に、「第六十三条」を「第六十二条」に、「第七十一条」を「第七十条の二」に改める。

第一条第一項中「人格のない社団等」の下に「（適格請求書発行事業者」を、「課税資産の譲渡等」の下に「（軽減対象課税資産の譲渡等」を、「課税貨物」の下に「（軽減対象課税貨物」を、「人格のない社団等」の下に「、適格請求書発行事業者」を、「、課税資産の譲渡等」の下に「、軽減対象課税資産の譲渡等」を、「、課税貨物」の下に「、軽減対象課税貨物」を加え、同条第四項中「おいて」を「おいて」に改める。

第二条の二の次に次の二条を加える。

（飲食料品に含まれる資産の範囲）

第二条の三　法別表第一第一号に規定する政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一　食品（法別表第一第一号に規定する食品をいう。以下この条において同じ。）と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであつて、当該一の資産に係る価格のみが提示されているものに限る。以下この号において「一体資産」という。）のうち、一体資産の譲渡の対価の額（法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）が一万円以下であり、かつ、当該一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が三分の二以上のもの

二　食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成している外国貨物（当該外国貨物が関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の適用上の所属の一の区分に属する物品に該当するものに限る。以下この号において「一体貨物」という。）のうち、保税地域から引き取られる一体貨物に係る消費税の課税標準である金額が一万円以下であり、かつ、当該一体貨物の価額のうちに当該一体貨物に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が三分の二以上のもの

（飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲等）

第二条の四　法別表第一第一号イに規定する政令で定める事業は、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号（営業の指定）に規定する飲食店営業、同条第二号に規定する喫茶店営業その他の飲食料品（同表第一号に規定する飲食料品をいう。次項において同じ。）をその場で飲食させる事業とする。